

## なは市民活動支援センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは市民活動支援センター(以下「市民活動センター」という。)に係る必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第14条第1号の利用施設及び第3号のピロティーの利用の許可の申請は、利用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日)から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入居用施設の利用許可の基準)

第3条 条例第20条第3項の利用許可の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 支援ブース 一定期間継続的に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体又は個人であること。
- (2) 事務室 一定期間継続的に市民活動を行うために必要な専用の事務所を有しない団体(指定管理者が特別な理由があると認めるものを除く。)であること。
- (3) 行政関連団体室 市民活動の支援のため、本市の施策上市長が特に必要と認める団体であること。

(入居用施設を利用するものの公募及び選定)

第4条 条例第14条第2号アの支援ブース及びイの事務室を利用するものの選定は、公募により行うものとする。

2 前項の公募の時期及び方法その他利用するものの選定について必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

(利用料金の返還)

第5条 条例第21条第5項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、返還する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設を利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額(利用できない期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)
- (2) 条例第14条第1号の利用施設について、利用しようとする日の前日から起算して7日前までに利用の取消しを申し出た場合 利用料金の2分の1の額
- (3) 条例第14条第2号の入居用施設について、利用を中止しようとする日から起算して3月前までに利用の中止を申し出た場合 利用を中止する期間に係る額(利用を中止する期間に1月未満の日数がある場合は、日割り計算により算定して得られる額)
- (4) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額(利用料金の減免)

第6条 条例第22条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、免除する額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 条例第22条第1号の規定に該当する場合 全額
- (2) 条例第22条第2号の規定に該当する場合 利用料金の2分の1以上の額
- (3) 条例第22条第3号の規定に該当する場合 指定管理者が必要と認める額(利用後の点検)

第7条 利用者は、施設の利用を終了したときは、その旨を指定管理者に報告し、その点検を受けなければならない。

(公告)

第8条 市長は、条例第23条第1項の規定により市民活動センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請の受付期間
- (4) 申請に必要な事業計画書等の書類
- (5) 条例第23条第1項各号に掲げる選定の要件

- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
  - (7) 指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
  - (8) 指定管理者に指定しようとする期間
  - (9) その他市長が必要と認める事項
- (指定申請)

第9条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第23条第3項の規則で定める申請書は、なほ市民活動支援センター指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第23条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
  - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
  - (3) 役員の名簿及び履歴書
  - (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
  - (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の市民活動センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- (通知)

第10条 市長は、条例第23条第1項の規定による指定をするときは、なほ市民活動支援センター指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知する。

2 市長は、条例第23条第1項の規定による指定をしないときは、なほ市民活動支援センター指定管理者不指定通知書(第3号様式)により通知する。

(協定)

第11条 市長及び指定管理者は、本市と市民活動センターの管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 条例第14条第2号の入居用施設の利用期間に関する事項

- (3) 利用料金に関する事項
  - (4) 管理に要する費用に関する事項
  - (5) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
  - (6) 情報公開の実施に関する事項
  - (7) 管理の業務の報告に関する事項
  - (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (9) その他市長が必要と認める事項
- (補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(那覇市NPO活動支援センター条例施行規則の廃止)
- 2 那覇市NPO活動支援センター条例施行規則(平成16年那覇市規則第42号)は、廃止する。

第1号様式(第9条関係)

なは市民活動支援センター指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 宛

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印  
連絡先 担当者  
電 話

なは市民活動支援センターの指定管理者の指定を受けたいので、なは市民協働プラザ条例第23条第2項の規定により申請します。

第2号様式(第10条関係)

那覇市指令 第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

なは市民活動支援センター指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、なは市民活動支援センターの指定管理者の指定については、なは市民協働プラザ条例第23条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

所在地

団体名

代表者

様

那覇市長

なは市民活動支援センター指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった、なは市民活動支援センターの指定管理者の指定については、指定しないので通知します。